

第23回南区ふるさとふれあいフェア

ブース出店・展示者募集要項

1 主 催 第23回南区ふるさとふれあいフェア実行委員会（以下、「実行委員会」）

2 開催日 令和7年10月4日（土） 9時30分～15時00分（荒天中止）

3 会 場 浦和競馬場（さいたま市南区大谷場 1-8-42）

4 出店(展)内容 飲食販売・物品販売の出店、地域活動発表などの展示（レクリエーション含む）。

		1ブースあたりの負担金 ※特別協賛者は免除※	募集 ブース数	1ブースのサイズ	出店可能数
出店（飲食販売）		15,000 円	24 程度	幅 2.7m×奥行 3.6m	2ブースまで
出店（物品販売）		12,000 円	16 程度		
展示	料金徴収あり	12,000 円	16 程度	幅 5.4m×奥行 3.6m	1ブースまで
	料金徴収なし	3,000 円			

※【備品】下記備品について、実行委員会が用意いたします。

・特別協賛者 → 「テント、吊り看板1つ、机2本、椅子4脚」

・それ以外の方

（飲食・物販）→ 「テント、吊り看板1つ、（1ブースにつき）机1本、椅子2脚」

（展示） → 「テント、吊り看板1つ、机2本、椅子4脚」

机や椅子の追加や、消火器、発電機等のその他備品の借用については、有料になります。

5 出店(展)エリア

各エリアのおおよその場所は、別途 昨年度リーフレットをご参照ください。

（今後変更になる場合があります。）

6 選考方法

（1）出店者・展示者は実行委員会が決定します。

（2）応募者多数の場合は、主催者で選考（抽選等）を行います。

その結果、ご希望に沿えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※出店できない場合や、2ブースの出店を希望しても1ブースになる場合があります。

（3）選考にあたっての優先順位は、以下の順となります。

①主催者出店(展)依頼団体（友好都市等）

②協賛者

③公共性・公益性

④南区内で活動する団体・事業者

⑤市内で活動する団体・事業者

⑥市外で活動する団体・事業者

（4）選考結果については、8月中旬以降にお知らせいたします。

7 参加条件

（1）政治、宗教又は営利を目的とした勧誘を行わないこと。

（2）令和7年8月27日（水）の代表者向け説明会に出席すること。（代表者以外の代理出席可。）

（3）開催時間（9時30分～15時00分）の間、販売・展示ができること。

※雨天時の出店は、各自の判断としますが、開催時間内の途中入退場はできません。

(4) ゴミは、会場のゴミ箱に捨てず、責任を持って持ち帰ること。(厳守)

(5) 実行委員会の会場運営及び安全上の指示に対し、真摯かつ速やかに対応できること。

※注意事項に反する迷惑行為や、指導・注意に従わない出店(展)者や当該団体については、次回以降の出店(展)等を禁止します。

8 注意事項

(1) 飲食物を調理加工して販売する場合は、自己負担で細菌検査(便検査)を実施し、令和7年8月27日(水)の代表者向け説明会の際に、調理に携わる方全員の「保菌検査成績書」(O157含む、令和7年4月5日以降発行のもの)の写しと、「臨時出店届」を必ず提出してください。

(2) コンロや焼き器などの火気器具または発電機を使用する場合、さいたま市火災予防条例により、消火器(4型以上の粉末消火器。住宅用消火器・エアゾール式などの簡易消火器は不可)を各自で必ず用意・設置してください。

開店時に、消火器が設置されていない場合には、出店することは認められません。その場合、出店負担金は返金いたしませんのでご了承ください。

(3) 会場内の搬入出経路・時間等の詳細は、8月27日の代表者向け説明会でお知らせいたします。

会場内の安全上、各企業等の搬入出車両は1台のみとなります。

※広場エリア内への搬出入について、2t車以上の車両の進入は禁止します。

(4) 危険物やその恐れのあるもの、実行委員会が不適当と判断したもの、施設管理者(浦和競馬組合)の許可が得られないものは販売・展示できません。

(5) 同ブース内での申込者以外の者の出店(展)はできません。

(6) 飲食店舗については、飲食物以外の販売は原則禁止です。

(7) 移動販売のような、車を使用しての出店(展)は原則禁止です。

(8) 「ブース出店・展示申込書」の、「販売又は展示品目」について、すべての品目について記入してください。なお、申込書に記載したもの以外の品目の販売はできません。

9 申込方法

「ブース出店・展示申込書」に必要事項をご記入の上、7月11日(金)までに、実行委員会事務局へご提出ください。(メール、郵送、FAX又は持参にて)

10 中止の場合の損失補てん

雨天等により、事業が中止になった場合、負担金等の返金はいたしません。

また、出店(展)者が事前に用意した食材等の費用は、実行委員会では負担しません。

11 その他

主催者は、出店(展)に際し、販売品等の管理は出店(展)者の責任とし、火災、盗難、その他一切の事故・事象の発生により生ずる損失または損害について一切責任を負いません。

また、これにより主催者に損害が生じた際は、主催者は出店(展)者に対して、その実費の賠償を請求できるものとします。

この要項に定めのない事項、疑義が生じた際は、団体と実行委員会で協議のうえ、決定するものとします。